

## 旅費制度の概要（平成31年1月1日～）

### ■旅行命令（旅行依頼）

- ・旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段では公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができます。
- ・旅費の支出を伴わない旅行については、口頭命令をされていれば旅行命令書の作成を省略することができます。
- ・出発地及び帰着地については、原則として在勤公署ですが、公務上の必要に即して自宅とすることができます。
- ・連続して2日間以上用務がある場合等で、例えば、1日目の帰着地と2日目以降の出発地を実家（配偶者等の居住地）とした方が、在勤公署及び自宅を出発地又は帰着地とするよりも旅費が低廉なときは、必要に応じて実家を出発地又は帰着地とすることができます。

### ■旅行雑費の実費額

- ・旅行雑費の実費額は、公務上の必要により、やむを得ず旅行者が負担した有料の道路又は駐車場の利用料金を賄うことについて、あらかじめ旅行命令権者が承認した場合に支給されます。
- ・有料の道路又は駐車場の利用料金の支払額を証明できる書類（領収書等）の提出が必要です。

### ■宿泊料

- ・宿泊料は1夜につき、目的地の存する地域の区分に応じ、甲地方は11,700円、乙地方は10,700円が支給されます。
  - 甲地方…さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
  - 乙地方…甲地方以外
- ・実家等宿泊料を要しない場所に宿泊した場合は、宿泊料は支給されません。
- ・研修等で宿泊施設が指定された場合（単なる斡旋ではなく、旅行者に選択の余地がない場合に限る。）、その宿泊施設の利用に要する料金が支給されます。
- ・次の特別の事情により、定額の宿泊料で宿泊できない場合において、所属長の事前承認を受けた場合は、その宿泊施設の利用に要する料金が支給されます。
  - （1）被随行者と同じ宿泊施設に宿泊する必要がある場合
  - （2）用務のための書類や物品等が多く、移動が困難なため、目的地の近くに宿泊する必要がある場合

(3) 目的地と宿泊地との移動に相当の時間を要するため、目的地の近くに宿泊する必要がある場合

(4) 災害時など緊急用務で宿泊する必要がある場合

- ・夕食又は朝食が別途提供される場合や、指定の宿泊施設の料金に夕食又は朝食が含まれていない場合等は、宿泊料の内訳を次のとおりとして調整を行います。

《宿泊料内訳》

○甲地方（11,700円）

宿泊費相当 9,400円

夕食費相当 1,700円

朝食費相当 600円

○乙地方（10,700円）

宿泊費相当 8,400円

夕食費相当 1,700円

朝食費相当 600円

## ■旅費の計算

- ・最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算します。
- ・通勤手当を支給される職員が旅行する場合で、次のいずれかに該当するときは、旅費を調整することが必要です。
  - 通勤手当が定期券で認定されている職員  
通勤手当の支給されている区間の全部又は一部を旅行した場合は、その区間の交通費は支給されません。
  - 通勤手当が回数券で認定されている職員  
自宅を出発地又は帰着地とされた旅行で、通勤手当の支給されている区間の全部を旅行した場合は、その区間の交通費は支給されません。
  - 通勤手当が公共交通機関と自家用自動車等の併用により認定されている職員  
通勤手当の支給されている自家用自動車等の区間の全部を旅行した場合は、その区間の交通費は支給されません。
- ・割引制度を利用して乗車券、特急券、又は航空券等を購入した場合は、その割引運賃により旅費を支給します。

## ■鉄道賃

- ・路程に応じた旅客運賃等により支給されます。
- ・三重県内の旅行の場合で、発着地又は目的地の最寄り駅が近鉄の場合は、近鉄を利用した場合の旅費が支給されます。ただし、近鉄を利用できる場合でJRを利用したときは、近鉄を利用したものとして計算した旅費額（定期券等の調整を含む。）の範囲内でJRの運賃が支給されます。
- ・特急料金は、特急の利用区間が50km以上の場合に支給されます。
- ・座席指定料金は、急行列車の利用区間が50km以上の場合に支給されます。ただし、県外旅行においては、急行列車以外であっても、利用区間が50km以上の場合には座席指

定料金が支給されます。

- ・特急料金、座席指定料金ともに、支給要件を満たした場合でも、現に利用していなければ支給されません。

#### ■航空賃

- ・路程に応じて現に支払った旅客運賃等により支給されます。
- ・航空機を利用できる場合は次のとおりです。
  - 北海道、四国、九州、沖縄に旅行する場合
  - 旅費の合計額が鉄道等を利用するよりも低廉な場合
- ・航空賃の支払額を証明できる書類の提出が必要です。

#### ■車賃

- ・鉄道を除く陸路旅行の路程に応じた額が支給されます。
- ・バス等の公共交通機関の車賃は実費額が支給されます。
- ・旅行命令権者の承認を受けた自家用自動車等の車賃は、1 k mにつき23円が支給されます。

#### ■食卓料

- ・水路旅行又は航空旅行において、船賃又は航空賃の他に別に食費を要する場合等に支給されます。